

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和3年10月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール新利府 北館 南館
北館 宮城郡利府町利府字新屋田前5 外
南館 宮城郡利府町利府字新中道3丁目1-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 大山 一也
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 3 変更しようとする事項

① 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

店舗No.	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
北館	イオンリテール株式会社	9時00分	翌9時00分	24時間
	その他の小売業者	8時00分	23時00分	
南館	核となる小売業者	8時00分	22時00分	
	その他の小売業者	9時00分	22時00分	

【変更後】

店舗No.	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
北館	マックスバリュ南東北(株)	9時00分	翌9時00分	24時間
	その他の小売業者	8時00分	24時00分	
南館	すべての小売業者	8時00分	24時00分	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】

店舗No.	時間帯	備考
北館	9時00分～翌9時00分 (24時間) ※屋上駐車場及び建物西側平面駐車場は23時～翌6時まで利用制限	
南館	7時30分～24時30分	

【変更後】

店舗No.	時間帯	備考
北館	9時00分～翌9時00分 (24時間)	利用制限解除
南館	9時00分～翌9時00分 (24時間)	

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】

店舗No.	時間帯	備考
北館	5時00分～21時30分	
南館	9時00分～翌9時00分 (24時間)	

【変更後】

店舗No.	時間帯	備考
北館	9時00分～翌9時00分 (24時間)	
南館	9時00分～翌9時00分 (24時間)	

4 変更の年月日

令和3年10月8日

5 届出年月日

令和3年10月7日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び利府町役場

7 縦覧期間

令和3年10月29日から令和4年2月28日まで（ただし，閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。